

▲無線 I P 通信網サービス契約約款

(平成14年 7 月 経企第96号、第97号)

第 1 章 総則	4
第 1 条 約款の適用	4
第 2 条 約款の変更	4
第 3 条 用語の定義	4
第 2 章 無線 I P 通信網サービスの提供等	7
第 4 条 無線 I P 通信網サービスの提供	7
第 4 条の 2 無線 I P 通信網サービスの種類	7
第 5 条 営業区域	7
第 3 章 無線 I P 契約	8
第 6 条 削除	
第 7 条 契約の単位	8
第 8 条 無線 I P 契約申込の方法	8
第 9 条 無線 I P 契約申込の承諾	8
第 10 条 契約者識別番号	9
第 11 条 契約者の氏名等の変更の届出	9
第 12 条 無線 I P 契約に係る名義変更	9
第 13 条 無線 I P 契約者が行う無線 I P 契約の解除	9
第 14 条 当社が行う無線 I P 契約の解除	9
第 3 章の 2 国際無線 I P 契約	11
第 15 条 契約の単位	11
第 16 条 国際無線 I P 契約申込の方法	11
第 17 条 国際無線 I P 契約申込の承諾	11
第 17 条の 2 当社が行う無線 I P 契約の解除	11
第 17 条の 3 その他の提供条件	12
第 3 章の 3 無線 I P プリペイド契約	13
第 17 条の 4 契約の単位	13
第 17 条の 5 無線 I P プリペイド契約申込の方法	13
第 17 条の 6 無線 I P プリペイド契約申込の承諾	13
第 17 条の 7 当社が行う無線 I P プリペイド契約の解除	13
第 17 条の 8 その他の提供条件	14
第 4 章 自営端末設備及び自営電気通信設備の接続等	15
第 18 条 自営端末設備の接続	15
第 19 条 自営端末設備に異常がある場合等の検査	15
第 20 条 自営電気通信設備の接続	15
第 21 条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	16
第 5 章 利用中止等	17
第 22 条 利用中止	17
第 23 条 利用停止	17
第 6 章 通信	19
第 24 条 インターネットサービスの利用等	19
第 25 条 通信の条件	19

第25条の2 無線 I P プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間	19
第26条 通信利用の制限	19
第26条の2 通信量の測定	20
第7章 料金等	21
第27条 料金	21
第28条 定額利用料の支払義務	21
第29条 削除	
第29条の2 通信料の支払義務	22
第30条 手続きに関する料金の支払義務	22
第31条 料金の計算等	22
第32条 預託金	22
第33条 割増金	22
第34条 延滞利息	22
第35条 債権の譲渡等	23
第36条 削除	
第8章 保守	24
第37条 当社の維持責任	24
第38条 契約者の維持責任	24
第39条 契約者の切分責任	24
第40条 修理又は復旧	24
第9章 損害賠償	25
第41条 責任の制限	25
第42条 免責	25
第10章 雑則	26
第43条 承諾の限界	26
第44条 端末設備等の持込み	26
第45条 利用に係る契約者の義務	26
第46条 約款の掲示	26
第47条 削除	
第48条 削除	
第49条 削除	
第50条 プライバシーポリシー	26
第51条 削除	
第52条 合意管轄	27
第53条 準拠法	27
第11章 その他のサービス	28
第54条 情報提供サービス	28
第55条 支払証明書等の発行	28
第56条 料金明細内訳書の発行	28
料金表	29
通則	30
第1 定額利用料	31
第2 削除	
第3 通信料	32
第4 ローミング利用料	32
第5 削除	

第 6	手続きに関する料金	33
第 7	支払証明書等の発行手数料	33
第 8	料金明細内訳書の発行手数料	33
別表		34
1	無線 I P 通信網サービスの契約者回線に接続される自営 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び 技術的条件	34
2	新聞社等の基準	34
3	通信の優先的取扱いに係る機関名	34
4	削 除	
5	国際無線 I P に係る外国の電気通信事業者等	35
附則		36

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ（以下、「当社」といいます。）は、この無線IP通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより無線IP通信網サービス（当社がこの約款以外の提供条件を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 無線IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 無線IP通信網サービス	無線IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 無線IP通信網サービス取扱所	(1) 無線IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により無線IP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属無線IP通信網サービス取扱所	その無線IP通信網サービスに関する契約事務を行う無線IP通信網サービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。）
7 無線IP契約	当社から無線IP通信網サービス（国際無線IP及び無線IPプリペイドを除きます。）の提供を受けるための契約

8 無線 I P 契約者	当社と無線 I P 契約を締結している者
9 国際無線 I P 契約	当社から国際無線 I P の提供を受けるための契約
10 国際無線 I P 契約者	当社と国際無線 I P 契約を締結している者
11 無線 I P プリペイド	無線 I P 通信網サービスであって、当社が前払いされた料金額に応じた期間において無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの
12 無線 I P プリペイド契約	当社から無線 I P プリペイドの提供を受けるための契約
13 無線 I P プリペイド契約者	当社と無線 I P プリペイド契約を締結している者
14 契約者	一般契約者、国際無線 I P 契約者又は無線 I P プリペイド契約者
15 移動無線装置	契約者回線に接続して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置
16 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備
17 契約者回線	無線 I P 通信網サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
18 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
19 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協

	定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
22 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
23 X i 等	当社が提供するX i サービス及びFOMAサービス
24 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 無線 I P 通信網サービスの提供等

(無線 I P 通信網サービスの提供)

第4条 当社は、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して無線 I P 通信網サービスを提供します。

(無線 I P 通信網サービスの種類)

第4条の2 無線 I P 通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
無線 I P	無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービスであって、国際無線 I P 以外のもの
国際無線 I P	別表5に定める外国の電気通信事業者が提供する無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービス

(営業区域)

第5条 当社は、無線 I P 通信網サービスの営業区域を、当社が指定する無線 I P 通信網サービス取扱所又は当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

ただし、営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、無線 I P 通信網サービスを利用することができない場合があります。

- 2 営業区域のうち一部の区域については、特定の時間帯又は期間に限り通信を行うことができます。
- 3 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により無線基地局設備の移設等を行うことがあります。この場合、営業区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

第3章 無線 I P 契約

第6条 削除

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の無線 I P 契約を締結します。

この場合、無線 I P 契約者は、1の無線 I P 契約につき1人に限ります。

(無線 I P 契約申込の方法)

第8条 無線 I P 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う無線 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、契約の申込みを行う者は、あらかじめ締結しようとする契約の種別を申し出ていただきます。

2 前項の場合において、無線 I P 契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

3 第1項の場合において、タイプB（料金表第1表第1（定額利用料）の1に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る無線 I P 契約の申込をする者は、あらかじめ1のX i 等（X i サービス契約約款に規定するX i 又はFOMAサービス契約約款に規定するFOMA（共用FOMAに係るもの又は基本使用料の料金種別がタイプリミットであるものを除きます。）をいいます。）を指定して当社に申し出ていただきます。

(無線 I P 契約申込の承諾)

第9条 当社は、無線 I P 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 無線 I P 契約の申込みをした者が無線 I P の料金その他の債務（この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいい、第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含みます。以下第17条、第17条の6及び第43条において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 無線 I P 契約の申込みをした者が、第23条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当し、無線 I P の利用を停止されている、又は無線 I P 契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) 第8条（無線 I P 契約申込の方法）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、無線 I P 契約の申込みをした者の同意がないとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、タイプBに係る無線 I P 契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 第8条（無線 I P 契約申込の方法）第3項の規定により指定されたX i 等（選択X i 等といいます。以下この条において同じとします。）が既に他の一般契約に係る選択X i 等であるとき。

(2) 無線 I P 契約の申込みをする者と、選択X i 等に係る契約者が同一でないとき。

(契約者識別番号)

第10条 無線 I P の契約者識別番号は、当社が定めます。

- 2 当社は、第40条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、無線 I P の契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、無線 I P の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを無線 I P 契約者に通知します。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第11条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属無線 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属無線 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第10条（契約者識別番号）、第14条（当社が行う無線 I P 契約の解除）及び第23条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(無線 I P 契約に係る名義変更)

第12条 相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）があった場合に限り、無線 I P 契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

- 2 無線 I P 契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人（以下この条において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属無線 I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。
- 3 当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。
- 4 前項の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。
- 5 前項の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の中の1人を無線 I P 契約者として取り扱います。

(無線 I P 契約者が行う無線 I P 契約の解除)

第13条 無線 I P 契約者は、無線 I P 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属無線 I P 通信網サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(当社が行う無線 I P 契約の解除)

第14条 当社は、第23条（利用停止）第1項の規定により無線 I P の利用を停止された無線 I P 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その無線 I P 契約を解除することがあります。

- 2 当社は、無線 I P 契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、無線 I P の利用停止をしないでその無線 I P 契約を解除することがあります。
- 3 当社は、指定回線について次のいずれかに該当するときは、タイプ B に係る

無線 I P 契約を解除します。

- (1) 電話番号保管があったとき。
- (2) 名義変更があったとき。
- (3) 契約の解除があったとき。

4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その無線 I P 契約を解除しようとするときは、あらかじめ無線 I P 契約者にそのことを通知します。

第3章の2 国際無線 I P 契約

(契約の単位)

第15条 当社は、X i 等の契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の国際無線 I P 契約を締結します。この場合、国際無線 I P 契約者は、1 の国際無線 I P 契約につき 1 人に限ります。

(国際無線 I P 契約申込の方法)

第16条 X i 等の契約者が国際無線 I P 契約の申込みをするときは、その X i 等の契約者に係る 1 の X i 等を指定して、当社所定の方法により、当社所定の無線 I P 通信網サービス取扱所に申し出ていただきます。

(国際無線 I P 契約申込の承諾)

第17条 当社は、国際無線 I P 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が指定した X i 等の基本使用料の料金種別が当社が別に定めるもの以外であって、データ定額パック（当該契約約款に規定するものをいいます。）又はパケット定額若しくは旧パケット定額（FOMA サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）を選択していないとき。

(2) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が指定した X i 等が当該契約約款に規定する国際ローミング機能の提供を受けていないとき。

(3) X i 等が当該契約約款に規定するパケットパック海外オプション又は海外 1 d a y パケを選択しているとき。

(4) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が国際無線 I P の料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(注) 本条第 3 項第 1 号に規定する当社が別に定めるものは、X i においては X i サービス契約約款に規定するデータ専用プラン（第 1 種契約に係るものに限ります。）及び X i データプラン等、FOMA においては FOMA サービス契約約款に規定する定額データプラン、定額データプラン HIGH-SPEED、定額データプランスタンダード及び定額データプランフラットとします。

(当社が行う無線 I P 契約の解除)

第17条の2 当社は、第23条（利用停止）の規定により国際無線 I P の利用を停止された国際無線 I P 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際無線 I P 契約を解除することがあります。

2 当社は、国際無線 I P 契約者が第23条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際無線 I P の利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定によるほか、次のいずれかに該当するときは、その国際無線 I P 契約を解除することがあります。

(1) その国際無線 I P 契約に係る X i 等について、名義変更又は契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）

(2) その国際無線 I P 契約に係る X i 等が第17条第 3 項各号のいずれかに該当

することとなったとき。

(3) X i 等が当該契約約款に規定するパケットパック海外オプション又は海外 1 d a y パケを選択しているとき。

4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ国際無線 I P 契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第17条の3 契約者識別番号、契約者の氏名当の変更の届出及び契約者が行う契約の解除の取扱いについては、無線 I P 契約の場合に準ずるものとします。

第3章の3 無線IPプリペイド契約

(契約の単位)

第17条の4 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の無線IPプリペイド契約を締結します。この場合、無線IPプリペイド契約者は、1の無線IPプリペイド契約につき1人に限ります。

(無線IPプリペイド契約申込の方法)

第17条の5 無線IPプリペイド契約の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行う無線IP通信網サービス取扱所に申し出ていただきます。

- 2 無線IPプリペイド契約の申込みをするときは、無線IPプリペイドの契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものを除きます。)が可能である期間(以下「利用可能期間」といいます。)をあらかじめ選択していただきます。この場合において、利用可能期間は次表のとおりとなります。

1の契約ごとに

区 分	利用可能期間
1日プラン	24時間
1週間プラン	168時間
3週間プラン	504時間

- 3 無線IPプリペイド契約者は、無線IPプリペイドの利用可能期間が終了したときは、利用可能期間の更新を請求することができません。

(無線IPプリペイド契約申込の承諾)

第17条の6 当社は、無線IPプリペイド契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 無線IPプリペイド契約の申込みをした者が無線IPプリペイドの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 無線IPプリペイド契約の申込みをした者が、第23条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当し、無線IPプリペイドの利用を停止されている、又は無線IPプリペイド契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(当社が行う無線IPプリペイド契約の解除)

第17条の7 当社は、無線IPプリペイドの利用可能期間が終了した場合は、その契約を解除します。

- 2 当社は、無線IPプリペイド契約者が、無線IPプリペイド契約の申込の承諾を受けた日から起算して150日までの間に利用開始認証(当社が別に定める方法により無線IPプリペイドを利用した通信の新たな利用を開始する際に行う認証をいいます。以下同じとします。)を行わなかったときは、その契約を解除します。

- 3 前項の規定にかかわらず、無線 I P プリペイド契約者が、当社が別に定める方法により、当社と提携して無線 I P プリペイドを提供する事業者（以下「プリペイド提携事業者」といいます。）を経由して料金の支払い等を行う場合であって、当社がプリペイド提携事業者に契約者識別番号を通知した日から起算して150日までの間に利用開始認証を行わなかったときは、その契約を解除します。
- 4 当社は、第23条（利用停止）第1項の規定により無線 I P プリペイドの利用を停止された無線 I P プリペイド契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その無線 I P プリペイド契約を解除することがあります。
- 5 当社は、無線 I P プリペイド契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、無線 I P プリペイドの利用停止をしないでその無線 I P プリペイド契約を解除することがあります。
- 6 当社は、前2項の規定により、その無線 I P プリペイド契約を解除しようとするときは、あらかじめ無線 I P プリペイド契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第17条の8 契約者識別番号の取扱いについては、無線 I P 契約の場合に準ずるものとします。

第4章 自営端末設備及び自営電気通信設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第18条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合していることが確認できるもの及び当社の無線IP通信網サービスの契約者回線に接続することができるものに限り。）を接続するときは、契約事務を行う無線IP通信網サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式7号又は様式14号の表示により当社が別表1の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

- (1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- (2) その接続が別表1の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が別表1の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示等により当社が別表1の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第19条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表1の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

(自営電気通信設備の接続)

第20条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、無線設備規則に適合しているもの及び当社の無線IP通信網サービスの契約者回線に接続することができるものに限り。）を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行う無線IP通信網サービス取扱所にその接続の請求をしていた

だきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。
 - (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - (2) その接続が別表1の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - (3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表1の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第21条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第19条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、無線 I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第26条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 通信ができる区域において電力の供給停止があったとき。
- 2 当社は、前項の規定により無線 I P 通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをインターネットを利用して契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 前2項の規定によるほか、通信を行うことができる区域を管理する者の都合によるその区域の閉鎖その他の理由により、当該区域（その区域の周辺の区域を含みます。）において無線 I P 通信網サービスを利用できないことがあります。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その無線 I P 通信網サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった無線 I P 通信網サービスに関する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その無線 I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、無線 I P 通信網サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) 無線 I P 通信網サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第11条（契約者の氏名等の変更の届出）又は第17条の3（その他の提供条件）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の無線 I P 通信網サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第45条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果別表1に規定する技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備

- 若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (8) 第32条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (9) 第16条（国際無線 I P 契約申込の方法）の規定により国際無線 I P 契約者が指定した X i 等について、当該契約約款の規定により利用を停止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により無線 I P 通信網サービスの利用停止をするときはあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第6章 通信

(インターネットサービスの利用等)

- 第24条** 契約者は、当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき提供するものに限りません。以下「インターネットサービス」といいます。）を利用することができます。
- 2 当社は、インターネットサービスの利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
 - 3 電波状態等により、インターネットサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

- 第25条** 契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が、営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 2 無線 I P 通信網サービスに係る通信プロトコルは、IEEE802. 11a、IEEE802. 11b、IEEE802. 11g、IEEE802. 11n又はIEEE802. 11acに準拠します。
ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- 3 前項に規定する通信プロトコルは、営業区域により利用できない場合があります。
- 4 無線 I P 通信網サービスに係る符号の伝送速度は、通信の状況等により変動します。
- 5 当社若しくは当社以外の電気通信サービスに係る電気通信設備からの信号の漏洩、電気製品若しくは特殊医療機器等からの電磁波等の発生又は遮蔽物等により、電波障害又は電波干渉等が発生した場合、一時的に通信を行うことができない場合があります。
- 6 無線 I P 通信網サービスの利用に係る認証方法は、営業区域により異なる場合があります。

(無線 I P プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)

- 第25条の2** 利用可能期間は、無線 I P プリペイド契約者が、利用開始認証（第17条の7（当社が行う無線 I P プリペイド契約の解除）に規定するものをいいます。）を完了した時刻から起算します。

(通信利用の制限)

- 第26条** 無線 I P 通信網サービスに係る通信が著しくふくそうした場合は、通信の全部を接続できないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときの災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表3（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している無線 I P 通信網サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 当社は、前項の規定によるほか、当社が定めるソフトウェア、通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置をとることがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によるほか、契約者がインターネットサービスを利用する場合において、当社が指定する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団

体により、児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等を含むと判定された情報を受信できないようにすることがあります。

(通信量の測定)

第26条の2 国際無線IPの利用に係る課金対象パケット（契約者回線との間において伝送されるデータ（制御信号のうちデータとみなされるものを含まず。）を含むパケットをいいます。以下同じとします。）の情報量は、当社の機器により測定します。

2 課金対象パケット数については、前項の規定により測定した情報量について、128バイトまでごとに1の課金対象パケットとして算出します。

第7章 料金等

(料金)

第27条 当社が提供する無線 I P 通信網サービスの料金は、定額利用料、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

(定額利用料の支払義務)

第28条 無線 I P 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間（提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1 か月間とします。）について、料金表第 1（定額利用料）に規定する定額利用料の支払いを要します。

2 無線 I P プリペイド契約者は、無線 I P プリペイド契約の申込みの承諾を受けたときは、料金表第 1（定額利用料）に規定する定額利用料の支払いを要します。

3 第 1 項の規定にかかわらず、タイプ A に係る無線 I P 契約を新たに締結したとき、又はタイプ B に係る無線 I P 契約締結の際に指定する 1 の X i 等が、最初の指定であると当社が確認したときは、その無線 I P 契約について、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月の定額通信料の支払いを要しません。

ただし、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月に、その無線 I P 契約の解除があったときはこの限りではありません。

4 第 1 項の期間又は利用可能期間（第17条の 5（無線 I P プリペイド契約申込の方法）に規定するものをいいます。）において、利用停止等により無線 I P を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、無線 I P 契約者又は無線 I P プリペイド契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者又は無線 I P プリペイド契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その無線 I P を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（第22条（利用中止）第 3 項に規定する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 I P 契約又は無線 I P プリペイド契約に係る無線 I P についての料金

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第29条 削 除

(通信料の支払義務)

第29条の2 国際無線IP契約者は、国際無線IPを利用したときは、第26条の2（通信量の測定）の規定により測定した情報量と料金表第3（通信料）の規定とに基づき算定した通信料の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第30条 契約者は、無線IP通信網サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第6（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(料金の計算等)

第31条 料金の計算方法並びに料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(預託金)

第32条 無線IP契約者は、次の場合には、無線IPの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) 無線IPに係る契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 第23条（利用停止）第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。

2 前項の規定によるほか、契約者が2以上の無線IP契約を締結していることが判明したときは、預託金を預け入れていただくことがあります。

3 預託金の額は、1契約当たり1万円以内で当社が別に定める額とします。

4 預託金については、無利息とします。

5 当社は、契約の解除等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他の無線IP契約に基づき支払うべき額（第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）並びに当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約及び個別信用購入あっせん契約（当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。）に基づき支払うべき額（当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

(割増金)

第33条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第34条 契約者（無線IPプリペイド契約者を除きます。）は、料金その他の債務（第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場

合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約について、契約者がその無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

(債権の譲渡等)

第35条 契約者（当社が指定する契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、当社が無線 I P 通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第23条（利用停止）の規定に基づきその無線 I P 通信網サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 3 契約者は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第36条 削 除

第8章 保守

(当社の維持責任)

第37条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第38条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表1に規定する技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第39条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、所属無線IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第40条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより優先的に修理又は復旧します。
- 3 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者識別番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第41条 当社は、無線 I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（第22条（利用中止）第3項に規定する場合を除きます。）は、その無線 I P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、無線 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 I P 契約に係る定額利用料（料金表第1（定額利用料）に規定するものをいいます。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により無線 I P 通信網サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第42条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第43条 当社は、契約者から無線 I P 通信網サービスに係る手続きその他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(端末設備等の持込み)

第44条 契約者は、第18条（自営端末設備の接続）及び第19条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく自営端末設備の検査又は第20条（自営電気通信設備の接続）及び第21条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるときは、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を当社が指定した期日（別に定める営業時間内に限ります。）に当社が指定する無線 I P 通信網サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(利用に係る契約者の義務)

第45条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で無線 I P 通信網サービスを利用しないこと。

(4) 無線 I P 通信網サービスに係る契約者識別番号及び暗証番号等を自己の責任をもって管理すること。

(5) 無線 I P 通信網サービスの提供を受けるために必要となる手続きを当社が指定する期日までに行うこと。

(注) 本条に定める契約者の義務については、「docomo Wi-Fiサービスご利用規則」又は「国際サービスに係るご利用ガイド」に詳細に定めるものとします。

(約款の掲示)

第46条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページ又は当社が指定する無線 I P 通信網サービス取扱所において掲示することとします。

第47条 削除

第48条 削除

第49条 削除

(プライバシーポリシー)

第50条 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針（以下「プライ

ポリシー」を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。

第51条 削除

(合意管轄)

第52条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第53条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第11章 その他のサービス

(情報提供サービス)

第54条 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区 別	内 容
情報提供サービス	無線 I P 通信網サービスを利用することにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス

- 2 情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。
- 3 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 4 当社が行う情報提供サービスに関する損害の賠償は、第41条（責任の制限）の規定に準じて取り扱います。

(支払証明書等の発行)

第55条 当社は、契約者等（無線 I P プリペイド契約者及び第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡した無線 I P 通信網サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その無線 I P 通信網サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

- 2 当社は、契約者（無線 I P プリペイド契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その無線 I P 契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。
- 3 契約者等は、前2項の請求をし、その支払証明書等（支払証明書及び預託金預り証明書をいいます。以下同じとします。）の発行を受けたときは、料金表第7に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) 本条の規定によるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条に基づく個人情報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、契約者は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。

(料金明細内訳書の発行)

第56条 当社は、契約者（当社が別に定める者に限ります。）から請求があったときは、その契約者に係る無線 I P 通信網サービスの料金明細内訳書を発行します。

- 2 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第8（料金明細内訳書の発行手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

ただし、契約者が、料金明細内訳書の発行について、通信料金明細内訳に係る情報を、当社が定める方法により当社のインターネットホームページにおいてのみ確認する取扱いを選択したときは、この限りではありません。

料金表

(料金表目次)

通則	30
第1 定額利用料	31
1 適用	31
2 料金額	31
第2 削除	
第3 通信料	32
1 適用	32
2 料金額	32
第4 削除	
第5 削除	
第6 手続きに関する料金	33
1 適用	33
2 料金額	33
第7 支払証明書等の発行手数料	33
第8 料金明細内訳書の発行手数料	33

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます。）を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。

(注) この料金表に規定する税込額は消費税法第63条の2に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料（無線 I P プリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。）又は通信料は暦月に従って計算します。
- 3 第28条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表に規定する支払いを要しない料金については、暦日数により日割して計算します。この場合、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 5 当社は、無線 I P 通信網サービスに係る料金等が X i サービス又は F O M A サービス（以下この欄、第7項及び第11項において「X i サービス等」といいます。）の料金等に一括して請求されている場合であって、その X i サービス等が当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているときは、その無線 I P 通信網サービスについてもこの取扱いを行います。
- 6 当社は、X i サービス契約約款又は F O M A サービス契約約款（以下第8項及び第11項において「X i サービス契約約款等」といいます。）に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。
- 7 当社は、X i サービス等について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、無線 I P 通信網サービスについてもこの取扱いを廃止します。
- 8 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、X i サービス契約約款等の規定に準ずるものとします。

(料金の支払い)

- 9 契約者は、料金（無線 I P プリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。）について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金（第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する無線 I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額を加算)

- 12 第28条（定額利用料の支払義務）及び第30条（手続きに関する料金の支払義務）の規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、第3（通信料）に規定する通信料については、この限りではありません。

(料金の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、第13項の規定により料金の減免を行ったときは、関係の無線 I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1 定額利用料

1 適用

定 額 利 用 料 の 適 用	
(1) 無線 I P の種類	無線 I P の適用の区分には、タイプ A、タイプ B 及び無線 I P プリペイドがあります。
(2) 無線 I P プリペイドにおける定額利用料の適用	無線 I P プリペイドの通信に関する料金については、第17条の5（無線 I P プリペイド契約申込みの方法）の規定により選択した利用可能期間に応じて、2（料金額）に規定する額を適用します。

2 料金額

2-1 2-2以外

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
無線 I P	タイプ A	税抜額 1,500円 (税込額 1,620円)
	タイプ B	税抜額 300円 (税込額 324円)

2-2 無線 I P プリペイドに係るもの

1 の利用可能期間ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
無線 I P	無線 I P プリペイド	1 日プラン	税抜額 360円 (税込額 388円)
		1 週間プラン	税抜額 900円 (税込額 972円)
		3 週間プラン	税抜額 1,300円 (税込額 1,404円)

第2 削 除

第3 通信料
1 適用

通 信 料 の 適 用	
国際無線 I Pに係る通信料の適用	<p>ア 国際無線 I Pの利用に係る料金は、第26条の2（通信量の測定）の規定により測定した情報量と2（料金額）の規定により算定した額を適用します。</p> <p>イ 国際無線 I Pの利用に係る料金については、1のセッション（国際無線 I Pに係る通信を行うことができる契約者回線の状態をいいます。以下同じとします。）の課金対象パケット数を、そのセッションの切断があった日における課金対象パケット数として、アに規定する料金額を適用します。この場合において、セッションの設定が1時間以上継続された通信に係る料金については、セッションの設定の開始時刻から起算して1時間毎に通信の切断があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ウ ア及びイの規定により算定した料金額の1暦日における累計額が1,980円を超えるときは、2（料金額）の規定にかかわらず、1,980円を超える部分の料金の支払いを要しません。 ただし、当該1暦日における国際無線 I Pに係る累計課金対象パケット数が200,000課金対象パケットを超えるときは、200,000課金対象パケットを超える部分の課金対象パケット数について、2（料金額）より算定した額を適用します。</p> <p>エ アからウの規定により算定した額が2,980円を超える場合は、ア及びウの規定にかかわらず、2,980円を超える部分の料金の支払いを要しません。</p> <p>オ 国際無線 I Pを利用した暦日において、第16条の規定により国際無線 I P契約者が指定したX i等が、当該契約約款の規定により海外パケ・ホーダイの適用を受けたときは、当該暦日における国際無線 I Pの利用に係る通信について、海外パケ・ホーダイの適用を受ける通信とみなして、当該契約約款の規定により算出した料金を適用します。</p>

2 料金額

1セッションごとに

料 金 額
1課金対象パケットごとに 0.2円

第4 削除
第5 削除

第6 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
手続きに関する料金の減免	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

2 料金額

区 分	料 金 額
手続きに関する料金	別に算定する実費

第7 支払証明書等の発行手数料

支払証明書等1枚ごとに 税抜額 400円（税込額 432円）

（注）支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第8 料金明細内訳書の発行手数料

1 適用

料 金 明 細 内 訳 書 の 発 行 手 数 料 の 適 用	
料金明細内訳書の発行手数料の適用除外	無線IP通信網サービスに係る料金明細内訳書を当社が提供するFOMAサービス又はXiサービスの料金明細内訳書と同時に発行する場合の発行手数料については、2（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

2 料金額

1契約について1通ごとに

区 分	料 金 額
料金明細内訳書の発行手数料	税抜額 100円（税込額 108円）

別表1 無線IP通信網サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準及び技術的条件
無線IP通信網サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号） データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件

別表2 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含みます。）のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限ります。）
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別表3 通信の優先的取扱いに係る機関名

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別表2の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

別表4 削 除

別表5 国際無線IPに係る外国の電気通信事業者等

事業者名
Boingo Wireless, Inc
China Mobile Communications Corporation
Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,
Far Eastone Telecommunications Co., Ltd
Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited
KT Corporation
Real Future Company Limited

附 則（平成14年 6 月20日経企第96号、第97号）

この約款は、平成14年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成15年10月21日経企第1066-1号、第1066-2号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年10月28日から実施します。
（無線 I P 通信網サービスに係る契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている無線 I P 契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と締結した一般契約とみなします。
（一時利用料に関する経過措置）
- 3 一時利用契約者は、この改正規定実施の日から平成16年 3 月31日までの間において行った最初の利用開始認証に係る一時利用料の支払いを要しません。
ただし、一時利用契約者が 2 以上の一時利用契約を締結する場合は、1 の一時利用契約に限り適用します。
（ローミング利用料に関する経過措置）
- 4 契約者は、この改正規定実施の日から平成16年 3 月31日までの間において行った最初の利用開始認証に係るローミング利用料の支払いを要しません。
ただし、契約者が 2 以上の無線 I P 契約を締結する場合は、1 の無線 I P 契約に限り適用します。

附 則（平成16年 3 月30日経企第1932号）

この改正規定は、平成16年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成16年 5 月18日経企第224号）

この改正規定は、平成16年 6 月 1 日から実施します。

附 則（平成16年 7 月22日経企第620号）

この改正規定は、平成16年 8 月 2 日から実施します。

附 則（平成16年 7 月22日経企第620号）

この改正規定は、平成16年 9 月 3 日から実施します。

附 則（平成16年10月15日経企第992号）

この改正規定は、平成16年10月22日から実施します。

附 則（平成17年 2 月 1 日経企第1546号）

この改正規定は、平成17年 2 月 9 日から実施します。

附 則（平成17年 2 月15日経企第1609号）

この改正規定は、平成17年 2 月22日から実施します。

附 則（平成17年 3 月24日経企第1843号）

この改正規定は、平成17年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成17年 4 月20日経企第94号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年 5 月 1 日から実施します。
（無線 I P 契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている無線 I P 契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と締結した M z o n e 契約とみなします。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定事業者が提供する m o v a サービス、F O M A サービス又は P H S サービスに係る契約を締結している者からの申込み（当社が別に定める方法によるものに限ります。）により当社と無線 I P 契約を締結している場合は、この改正規定実施の日において、その m o v a サービス、F O M A サービス又は P H S サービスに係る特定事業者が提供する無線 I P 通信網サービスに係るこれに相当する契約に移行したものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(改正規定実施前に行った手続き等の効力等)

- 5 この改正規定実施前に、改正前の規定により行った無線 I P 通信網サービスに係る手続きその他の行為は、特定事業者の無線 I P 通信網サービス契約約款にこれに相当する規定があるときは、その特定事業者の契約約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 6 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供している無線 I P 通信網サービスは、特定事業者の無線 I P 通信網サービス契約約款中にこれに相当する規定があるときは、その特定事業者の契約約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則 (平成17年10月25日経企第848号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成17年11月1日から実施します。
(国際アウトローミング利用料に関する特例)
- 2 この改正規定実施の日から平成18年1月11日までの間(当社が別に定める時間帯を除きます。)に利用に係る認証を当社が完了した場合のConnexion by Boeingサービスに係る国際アウトローミング利用料については、料金表第4(国際アウトローミング利用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附 則 (平成17年11月24日経企第961号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社に関する部分については、平成17年12月21日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年11月30日経企第994号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成17年12月1日から実施します。
(その他)
- 2 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第2項中、「平成17年12月1日」を「平成18年1月11日」に改めます。

附 則 (平成18年1月24日経企第1167号)

この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

附 則 (平成18年3月29日経企第1382号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線IP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定にかかわらず、この改正規定実施の日における当社が定める時刻までに出発した便に係る国際アウトローミング利用料については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成18年9月25日経企第727号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 改正前の規定により提供されていたConnexion by Boeing サービスに係る国際アウトローミングについては、平成18年12月31日までの間（当社が定める時刻までに利用に係る認証を当社が完了した場合に限ります。）に限り提供するものとし、料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成18年10月2日以降に利用に係る認証を当社が完了した場合のConnexion by Boeing サービスに係る国際アウトローミング利用料については、支払いを要しません。

ただし、一部の便においては、この限りではありません。

附 則（平成18年11月22日経企第952号）

この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。

附 則（平成19年2月22日経企第1304号）

この改正規定は、平成19年3月30日から実施します。

附 則（平成19年12月25日経企第939号）

この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。

附 則（平成20年6月25日経企第368号）

(実施期日)

- 1 この約款は、平成20年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、特定事業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州をいいます。以下この附則において同じとします。）が定める無線IP通信網サービス契約約款（以下この附則において「廃止約款」といいます。）の規定により生じた無線IP通信網サービスに係る料金その他の債権については、この改正規定実施の日において、当社が特定事業者から譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。
(契約に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されているMzone契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と締結した無線IPとみなします。
- 4 前項の規定にかかわらずこの改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により締結している無線IP通信網サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により締結したこれに相当する契約に移行したものとみなします。
(この改正規定実施前に行った手続き等の効力等)
- 5 この改正規定実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 6 この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により提供している無線IP通信網サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則（平成20年10月24日経企第873号）

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附 則（平成21年11月24日経企第890号）

この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

附 則（平成22年 3月26日経企第1376号）

この改正規定は、平成22年 4月 1日から実施します。

附 則（平成22年 7月26日経企第510号）

この改正規定は、平成22年 8月 1日から実施します。

附 則（平成22年12月20日経企第1063号）

この改正規定は、平成22年12月24日から実施します。

附 則（平成23年 3月18日経企第1356号）

- 1 この附則は、平成23年 3月18日から実施します。
（無線 I P 通信網サービスの利用に関する特例）
- 2 この附則実施の日から平成23年 6月30日までの間において、当社が定める方法により、無線 I P 通信網サービスの利用に係る認証を当社が完了したときは、その認証を受けた者は、当社と無線 I P 通信網サービスを利用するための契約（以下この附則において「時間限定利用契約」といいます。）を締結したことになります。
- 3 前項の規定により時間限定利用契約を締結した者（以下この附則において「時間限定利用契約者」といいます。）は、利用に係る認証の完了した時刻から起算して当社が定める時間が経過するまでの間に限り、無線 I P 通信網サービスを利用することができます。
- 4 第 2 項の規定により締結した時間限定利用契約により当社が提供する無線 I P 通信網サービスは、第 5 条（営業区域）の規定にかかわらず、当社が定める区域内に限り、利用することができます。
- 5 時間限定利用契約者は、第 3 項の規定により無線 I P 通信網サービスを利用したときの料金については、その支払いを要しません。
- 6 当社は、時間限定利用契約者が通信を切断したとき又は利用に係る認証の完了した時刻から起算して当社が定める時間が経過したときは、時間限定利用契約を解除します。
- 7 時間限定利用契約により当社が提供する無線 I P 通信網サービスに係るその他の提供条件（氏名等の変更の届出、名義変更、ローミングの利用、国際アウトローミングの利用、情報提供サービス、支払証明書等の発行、料金明細内訳書の発行、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、約款に規定する無線 I P 契約により当社が提供する無線 I P 通信網サービスの場合に準ずるものとします。

附 則（平成24年 3月23日経企第1504号）

この改正規定は、平成23年 4月 1日から実施します。

附 則（平成24年 5月15日経企第190号）

この改正規定は、平成24年 5月23日から実施します。

附 則（平成24年 5月24日経企第227号）

この改正規定は、平成24年 5月31日から実施します。

附 則（平成24年 6月 7日経企第301号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年 7月 1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 6月25日経企第396号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年 7月 1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(通信料に係る特例)

3 この改正規定実施の日から平成24年8月31日までの間において、料金表第3(通信料)の1(適用)のア及びイの規定により算定した料金(当社が別に定める外国の電気通信事業者の基地局設備と契約の国際無線IP契約者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する国際無線IPに係る料金に限ります。)について、1暦日における累計額が980円を超える場合は、980円を超える部分の料金の支払いを要しません。

4 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間において、第17条第3項第1号の規定にかかわらず、同号中「Xi等」を「FOMA」に読み替えて適用します。

(注) 第3項に規定する当社が別に定める外国の電気通信事業者は、BT Openzone をいいます。

附 則(平成24年11月7日経企第972号)

この改正規定は、平成24年11月7日から実施します。

附 則(平成24年11月28日経企第1058号)

この改正規定は、平成24年12月10日から実施します。

附 則(平成25年1月23日経企第1268号)

この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

附 則(平成25年5月10日経企第151号)

この改正規定は、平成25年5月13日から実施します。

附 則(平成25年7月25日経企第545号)

この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。

附 則(平成25年9月27日経企第824号)

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則(平成26年3月25日経企第1592号)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則(平成26年5月14日経企第213号)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附 則(平成26年5月30日経企第295号)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附 則(平成26年8月8日経企第702号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった無線IP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則(平成26年11月20日経企第1275号)

この改正規定は、平成26年12月10日から実施します。

附 則(平成26年12月24日経企第1457号)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

附 則(平成27年2月12日経企第1664号)

1 この改正規定は、平成27年2月18日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった無線IP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 削 除

附 則(平成27年2月20日経企第1714号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成27年 6 月26日経企第688号)

この改正規定は、平成27年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (平成27年11月20日経企第1427号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成27年12月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第1664号 (平成27年 2 月12日) の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削除

附 則 (平成28年 2 月22日経企第1822号)

この改正規定は平成28年 3 月 1 日から実施します。

附 則 (平成28年11月22日経企第1240号)

- 1 この改正規定は、平成28年12月 1 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成29年 3 月24日経企第1896号)

この改正規定は平成29年 3 月30日から実施します。

附 則 (平成29年12月19日経企第2149号)

この改正規定は平成30年 1 月 1 日から実施します。

附 則 (平成30年 3 月 8 日経企第2854号)

この改正規定は平成30年 3 月15日から実施します。

附 則 (平成30年 6 月21日経企第811号)

この改正規定は平成30年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (平成31年 2 月22日経企第2837号)

(実施期日)

この改正規定は平成31年 2 月26日から実施します。